

自治体議員の皆様

2022年5月14日

トランスジェンダー情報サイト
trans101.jp はじめてのトランスジェンダー
主宰 遠藤まめた
HP: www.trans101.jp
連絡先: endomameta227@gmail.com

女性トイレの維持確保に関する陳情についての情報提供

突然のご連絡失礼します。私はLGBT(性的マイノリティ)の啓発を行っている遠藤と申します。

昨今、地方議会あてに「女性トイレの維持及びその安心安全の確保」についての陳情書が送られています。こちらは性的マイノリティの女性を女性トイレから排除する主張を行う団体によるものです。一見差別的であることがわかりにくい形をとった陳情となっているため、このたび情報提供を行いたくご連絡します。

みなさまにおかれましては、このような陳情の扱いにつきまして慎重にご対応をお願いしたく、以下注意喚起の案内をお送りします。

1. 「女性スペースを守る会」による陳情の背景につきまして

2022年3月以降、地方自治体に一斉に陳情書などを送っている「女性スペースを守る会」が要望している内容は、トイレを男女別に区分することや女性トイレの維持を求めています。

性暴力など女性をとりまく諸課題は深刻であり、女性の安全を守るという文面は一見もともとも思われますが、この団体が求めている「トイレの男女別」は、性的マイノリティの女性を女性トイレから排除することを視野に入れたものを意味しています。具体的にはトランスジェンダー女性(生まれたときには男性として届けられたが女性として生きている人)が女性トイレを使えないようにすることを示しています。

トランスジェンダー当事者が性別移行をし、本人の性自認に沿って生活することは、すでに多くの学校や職場で認められていますが、同会が求めている内容は、現時点で保証されている当事者の権利を後退させるものです。

2. 「女性スペースを守る会」の背景につきまして

女性スペースを守る会は、女性の権利を守るという体裁をもちながら性的マイノリティの女性、特にトランスジェンダーの女性の排除に繋がりかねない投稿を続けています。同団体の作成した「女性スペースの安心安全を」という冊子のサブタイトルは「性自認を法令に入れてはいけない」というものです(同会のHPより内容が確認できます)。

陳情の連絡先となっている滝本太郎弁護士は、トランスジェンダーへの偏見に基づく差別的な発言を繰り返し、例えば次のような投稿を行っています。

あいまいかつ主観的な「性自認」を絶対視してその性別の者として遇せよといふれば「性自称絶対主義」は、すでにカルト思想であることが明らかになつてしまふ。

(2022年5月10日日記より)

<https://sky.ap.teacup.com/takitaro/3148.html>

同団体のウェブサイトにあるエントリー「賛同者の声」には、トランスジェンダーに対するヘイトと言わぬかねないコメントが乱発しています。いくつか紹介します。

https://note.com/sws_jp/n/nbc24c993d0fa

「性自認法制のある国はどんな先進国でも、近代と科学を失つておらず、よくよく見れば植民地主義の亡靈や一神教のゲイ差別と女性差別に従つてゐるのです。さらにはゲイが死刑の国、流産が罪の国まで参加しています。その実現は富豪たちの財團によって支援されています。恐ろしいのは議論さえ禁じる忖度が日本でもすでに始まつてゐることで、私などはむしろ公的性自認制限法が必要だと思うほどです。(略)性自認法について、私は、基地や原発と同じようにどんな小さいことも疑つて公にしなくてはならないと注視しています。女子トイレや女湯の中に基地とか原発ができるのと同じことで、女は先住民にされるのかとも思つてゐます。私はここ一年すでにこのテーマで本二冊分のボツを書き、ここにまたボツが加わる可能性が出てきました。版元がないのです。しかしぬけません。

肉体を記号化し現実を数字化して搾取することは新自由主義の基本であり、中でも弱く襲いやすく数の多い女性を狙う戦略は利益効率の最たるもの。女性の主語を身体からぎ取つて奪い、女性の肉声を言語から追放し、女性の精神を殺し身体を家畜化し、ありもしないヘイトの大罪まで擦り付ける、このような性自認法には絶対反対です。」

「トランス問題の本質は差別問題ではありません。性別の定義を身体的性別から心理的性別(ジェンダー)に変更しようというカルト的思想運動です。」

同団体は昨年11月に集会を行つており、「示現舎」(部落地名総鑑を発行し先日敗訴)から、同団体に好意的な記事が出ています。<https://jigensha.info/2021/11/29/joseispace/>

同会は「LGBT理解増進法が制定されると、女子トイレそに変質者が侵入して、それを防げなくなる」といったマンガを流布していますが、昨年法案提出断念となつた旨報道されていた理解増進法案はあくまで①政府の基本計画策定、②国や地方公共団体による施策実施、③就業環境や教育環境の整備、④相談機会の確保などが「基本理念にのつとり」なされるよう定めるものであり、事実とも反しています。

このような背景もあわせて、陳情の取り扱いには慎重にご対応いただけると幸いです。